号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二　特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

11　第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号に掲げる額を算出する場合において、最終指定親会社等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12　第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

13　第九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

14　第五条第二項第七号及び第六条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第五条第二項第七号に掲げるその他Ｔｉｅｒ1資本不足額は、第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額からその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

二　第六条第二項第五号に掲げるＴｉｅｒ2資本不足額は、第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額からＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

第九条第一項中「次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項（第二号ニに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第三条の算式」を「次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式」に改め、「（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。）」を削り、「当該関連会社等」を「当該金融業務を営む関連会社等」に改め、同項第一号中「（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）を削り、同項第四号中「当該最終指定親会社が」を「当該金融業務を営む関連会社等と当該最終指定親会社が」に、「契約等」を「契約その他これに類するもの」に改める。

第十条第一項中「第三条の算式」を「第二条各号の算式」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げるもの及び最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産並びに第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項に規定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）については、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　個別貸倒引当金（内部格付手法採用最終指定親会社にあっては、その他資産（第百五十六条第二項に規定する資産をいう。第百二十八条第一号において同じ。）に対して計上されているものに限る。）

二　特定海外債権引当勘定

三　支払承諾見返勘定

四　派生商品取引に係る資産

五　有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

六　自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、その他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又はＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

七　第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

第十条第三項中「最終指定親会社等は」を「第一項の規定にかかわらず」に、「次の各号に定めるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同項第一号及び第二号中「清算機関等」の下に「、金融商品取引所又は商品取引所」を加える。

第十一条中「第三条の算式」を「第二条各号の算式」に改め、「財産」の下に「（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）」を加え、「第七章」を「第六章」に改め、「最終指定親会社の」を削る。

第十二条中「第三条の算式」を「第二条各号の算式」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「当該上回る額」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額」に、「第三条の算式」を「第二条各号の算式」に改め、同条第三項中「第三条の算式」を「第二条各号の算式」に改め、同条第四項中「第三条の算式」を「第二条各号の算式」に、「、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条に定めるところにより控除される額」を「並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額」に、「第六条第一項第三号」を「第二条各号の算式」に、「、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条に定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額」を「並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

（標準的手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一　第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十五条及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額